

令和6年度 沼津特別支援学校 人権教育全体計画

学校教育目標

共に育てる 自立と輝き

子どもの能力を最大限伸ばし、個々のよりよい自立と輝きを支援する

目標具現化の柱

専 門

連 携

チー ム

安 全

人権尊重の理念に基づいた、児童生徒が安全に
安心して学習できる学校

人権に配慮した指導の徹底

- ・「さん」付けと挨拶の励行
- ・児童生徒の「心」を見つめ、励まし、称賛し、対話する。
- ・道徳の指導の充実

学部目標

※人権に関する目標を抜粋

小学部：集団の中で活動できる子。自分の気持ちが伝えられる子。

中学部：仲間を思いやることができる人。自分の気持ちや思いに気付くことができる人。

高等部：仲間を思いやることができる人。自信をもって物事に取り組める人。

各教科等における指導の重点

※道徳については、「道徳教育全体計画」を参照

小学部：日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習

中学部：総合的な学習の時間（自然・環境教育、余暇活動など）、特別活動（生徒会・委員会活動、交流教育、学級活動など）、日常生活の指導、生活単元学習（地域・進路教育など）、保健（性教育など）、作業学習（意欲・協働・習慣形成など）、

高等部：総合的な探求の時間（環境教育、地域学習など）、特別活動（生徒会活動、交流教育など）、保健（性教育、感染症など）、作業学習（意欲・協働・習慣形成など）、職業（社会生活での配慮など）

生徒指導・教育相談等

地域・家庭・関係機関等との連携

・個別の教育支援計画の活用 など

教職員の人権感覚の向上

- ・人権教育に関する研修会への参加
- ・静岡県人権教育の手引きの活用
- ・学校評価アンケートの活用
- ・校内人権チェックシートの活用
- ・教職員向け人権学習会の開催 など

関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約
- ・人権教育及び人権啓発に関する法律
- ・ふじのくに人権文化推進プラン
- ・「有徳の人」づくりアクションプラン